

中間到達度検証試験の出題趣旨とポイント

2021年6月2日

松岡 久和

【出題趣旨】

本問は、第1回から第7回までで学んだ問題点を複数含んだ事例をみて、どういう問題点が含まれているのかを見抜くところに中心を置いた問題である。今の段階では、細かい論述の精度よりも、学習したことを事例の中にどれだけ見いだせるかが重要だと考えたからである。

【問題の整理】

ポイント解説では、答案をどう書くかよりも、どうやって問題点を見つけ出すかに重点を置くことにする。それは、毎回の授業において、Xの請求の趣旨や請求原因を確認し、それに対するYの反論を考えていく、という基本スタイルどおりの整理である。

(1) Xの請求の趣旨と請求原因

請求の趣旨：CとYは本件建物から退去せよ。

請求原因：Xの現所有＋CとYの現占有

(2) Yが考えるべき反論のポイント

CとYの現占有は争いようがないため、Xが本件建物の所有権を有していることを争うか、C（またはY）の占有権原を抗弁として主張するかに限られる。

(3) 具体的な反論とその当否

① Bの意思無能力または公序良俗違反によるB X間の贈与契約の無効（3条の2、90条）

・ Yは、Bは精神状態が不安定で十分な判断能力がなかったところ、Xは、弱っていたBに執拗に迫り、移転登記に協力させた（事実6）。これは意思無能力者の贈与契約として無効であるか、公序良俗に反する、と主張する。ただ、贈与契約当時にYが意思無能力だったことを立証するのは難しく、また、B X間の贈与契約が公序良俗に反するとの評価を基礎づける事実は足りない。

② AからCに対する贈与によってXより先に所有権を取得している（事実2）

： (a) Cは当時10歳で制限行為能力者であったとしても、たんに権利を得る贈与であればC単独でも贈与契約を締結できる（民法5条1項ただし書。以下「民法」は省略）。

(b) Cが仮に意思無能力者であるとしても、Yが親権者・法定代理人（818条1項・824条本文）としてCに代わって贈与を受けた。

←→ Xからは次のような主張がされうる。

(a) Cへの贈与ではなく使用貸借であり（事実5）、Cは所有権を取得できないとの主張がされうる。→③の短期取得時効

(b) Xは、Aの長女であり、相続を放棄していないから（事実6）、Bと共にAを相続しており（898条）、Bから贈与を受けたのは、遺産分割の趣旨である。したがって、Bを介してAから所有権を承継取得したXは、177条の第三者に該当し、すでに登記を得ているから、Cが仮に先に所有権を取得していたとしても、Xが優先し、CはXに所有権取得を対抗できない。

←→ YはXを背信的悪意者と主張することが考えられるが、Xは、AC間には所有権移転がないと認識していたと主張する。Yは、相続放棄の説得をする際に、Xが本件建物についてのCの所有権取得を認めており、それを否定するのは信義則（1条2項。禁反言則）に反すると反論するが、Xの悪意の主張が認められるか否かは微妙である。→③の短期取得時効完成後の第三者の背信的悪意者性

③ Cは本件建物の所有権を取得時効により取得している。

：162条2項の要件の充足+時効の援用（145条）

1) 他人の物

・ Cの占有は贈与を受けた所有者としての占有かもしれないが、時効の趣旨（長期継続した事実の尊重。所有権取得者の立証負担の軽減）から自己の物であっても差し支えなく（「他人の物」は典型的な例を想定した注意的な規定）、Xの主張のように177条の適用によってCがXに負けるとすると最初から他人物であったことにもなる。

2) 所有の意思をもった平穩・公然の占有

・ Cが占有していることはXも請求原因の中で認めている。

・ 所有の意思・平穩・公然は占有から推定される（186条1項）。

※ Xは、Cが他主占有者であることを、他主占有事情（移転登記の欠如、固定資産税はこれまでAやBが支払ってきたことなど）を主張して争うだろう。Cは、長期にわたってAやBから所有者としての主張を受けたことがないことを主張して争う。

3) 占有開始時の善意・無過失

・ 善意は占有から推定される（186条1項）

・ 無過失は推定されないが、Cの占有はAから承継していることを主張して188条の推定があると主張するか、有効な贈与により引渡しを受けたと信じていることには過失はない、と主張する。

4) 10年間の占有の継続

・ Cは、2010年1月末の引越しによる入居で占有を始めており（事実2。Cが仮に意思無能力者であっても法定代理人Yを介して占有を得ている）、2021年6月現

在も占有しているので、この間は10年以上、占有が継続したと推定される（186条2項）。

←→Xは上記のとおり自主占有であることを争うほか、仮にCが所有権を時効により取得したとしても、時効完成時は2020年1月末であり、Xは時効完成後の第三者である。Cは登記を備えていない（Xが登記を備えている）以上、時効取得をXに対抗できない、と主張する。

←→Cは、XがYに相続放棄を説得するときに、Cの所有権取得の事実を認めていた（事実3）のみならず、CやYが長期にわたって占有を続けている事実を知っていた。のみならず、Yを欺いてYにのみ相続放棄をさせ（事実5）、自分は相続人として遺産分割として贈与を受け先に移転登記をしたと主張している。Xは、Cの権利取得を知らず、不正な手段を用いた者であり、信義則に反し、Cの登記の欠缺を主張する正当な利益を有しない背信的悪意者に当たるから、Cは登記がなくても時効による本件建物の所有権の取得をXに主張できる。

④贈与も時効取得の主張も認められなかった場合、Yは、Yの相続放棄を錯誤により取り消し、YもAの相続人であるから、B X Yが協議していない遺産分割やそれに基づくB X間の贈与契約は無効であり、自らもAの相続人として相続財産について権利を有する、と主張する。

←→たしかに、相続放棄は私法上の財産上の法律行為であり錯誤の適用可能性がある（最判昭30・9・30民集9巻10号1491頁<LEX/DB 27002992>）。YはXがBの家業の承継のために互いに相続放棄をしようという言を信じ、Xも相続放棄をするものと思って相続放棄をした（事実6）。錯誤がなければ、相続放棄をすることはなく（主観的因果性）、多くの人もそう考えるだろうと思われる（客観的重要性）ため、重要性要件（95条1項柱書き）はみたされる。しかし、この錯誤は、いわゆる動機の錯誤（同項2号）であり、Xに対してはともかくBに対してYの動機は表示されていないし（同条2項不充足）、仮に表示されていても、相続放棄はそれぞれが自分の権利について判断するものにすぎず、他の共同相続人の行動によりその効力に影響を受けるものではない。それゆえ、Yは、錯誤により相続放棄を取り消すことができず、その主張は前提を欠いて認められない。